第３回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議　事　要　旨

１　日　時

令和８年 10 月 26 日（月）　午前 10 時 00 分～

２　場　所

岡山市北区下石井１丁目４番１号

岡山第２合同庁舎２階　共用会議室Ｄ

３　出席者

公 益 委 員　：　３人

労働者側委員　：　３人

使用者側委員　：　３人

４　審議事項

特定最低賃金額審議について

５　議事要旨

（１）特定最低賃金額審議について

岡山県鉄鋼業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

＋68 円を提示する。

・2026 年春闘における月額賃金改善分 10,820 円を月間所定労働時間 158 時間で除したもの。

・労働者として現状の労働価値に見合った賃金要求、労働条件の維持・向上を求める要求である。

【使用者側の意見要旨】

＋53 円を提示する。

・岡山県経営者協会が取りまとめた 2026 年春闘における県内企業の平均賃上げ率 4.55％を参考とする。

・県内産業の一分野である鉄鋼業の最低賃金の改定率の準拠する指標として妥当である。

（２）労使協議について

労使双方より、労使協議の意向が示され協議が行われた。その結果について、労働者側委員より以下の報告が行われた。

労使で協議を行ったが、再度労使双方で再検討の上、金額提示を行い審議を進めることとなった。

（３）金額再提示について

【労働者側の意見要旨】

＋63 円を再提示する。

・労働者として現状の労働価値に見合った賃金要求、労働条件の維持・向上を求める要求に変わりはない。

・岡山県最低賃金の改定額 57 円に対して鉄鋼業の優位性を確保するため、前年度優位率を乗じたもの。

【使用者側の意見要旨】

再提示なし。

・検討したが、本日再提示には至らなかった。持ち帰り検討したい。

（４）使側より本日再提示困難、次回に持ち越しとの意向が示され、労側もこれを了承、審議は次回に持ち越されることとなった。